

美咲町社会福祉協議会 第 6 回行動計画

当会職員が、仕事と家庭生活、個人の生活を両立させ、その能力を十分に発揮できるよう、ワークライフバランスの推進および、働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和 8 年 9 月 1 日～令和 11 年 8 月 31 日（3 年間）

2. 目標と取組内容

目標① 計画期間内に、小学校就学前の子を育てる男性職員のうち、育児休業等または子の看護休暇等を取得する者を 1 人以上とする。
併せて、当法人の強みである「小学校 3 年生までの子を持つ親の育児時短勤務制度」について、全職員へ年 1 回以上の周知を行う。

〈対策〉

令和 8 年度中 育児休業・子の看護休暇に加え、時短勤務制度についてまとめ、社内報や案内文等を作成し、全職員へ周知する。

令和 9 年度中 対象となる男性職員へ対して個別に取得を促し、実績が発生した場合は「両立支援のひろば」へ公表する。

目標② 年 5 日の有休確実取得を対象職員 100%実施とし、且つ、月 1 回のノー残業デーの年間実施率 80%以上を維持した上で、年 2 回のノー残業ウィークを設定・実施する。

〈対策〉

令和 8 年度中 法定の「年 5 日取得」の進捗管理を徹底する。

また、ノー残業ウィークを年に 2 回（例：8 月・2 月）設定し、周知を図る。

令和 9 年度中 年 2 回のノー残業ウィークを実行し、実施週の定時退勤率 80%以上を目標とし、対策を講じる。

令和 10 年度～ 実施状況のアンケート等を基に運用を改善し、定時退勤の風土をつくる。